



話にならん！ 団交決裂！

回答2 .6 1 箇月+一時金5 万円

11月21日、JS労は年末手当について、会社と団体交渉を開催しました。会社からの回答は、要求額と余りにもかけ離れていたため、即日に再申し込みを行いました。次回の団体交渉は11月28日に予定されています。

また、大阪・関西万博を完遂したことについての一時金の要求については、「**そのような考えはない**」という回答で、組合員の努力を軽視した姿勢が明らかになりました。

団体交渉でのJS労の主張

- 契約社員については、同じ仕事をしているのに社員に比べて余りにも低額だ。社歴が長い契約社員が社員になったばかりの者より低額であるのはおかしい。
- サービックへの入社は契約社員からだが、基準を同一にすることで離職率を抑える効果もある。同一労働同一賃金の観点から社員と同率の手当を支給すること。
- そもそも、臨時雇用社員、アルバイトへの一時金を支給しないのは不當だ。少なくともパート社員と同様の一時金を支給すること。
- 大阪・関西万博の多客期を乗り切った社員に対する感謝がない。すべての社員の苦労に応えるためにも一時金の10万円を支給すること。

JS労は最後まで粘り強く交渉します！